

泉州南消防組合 車両更新整備計画

Senshuminamikoiki Fire Department



安全で安心して暮らせる

泉州南
消防組合



令和4年3月
泉州南消防組合

目次

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 目的 | 2 |
| 2 | 現状と対応 | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 基本配置台数 | 2 |
| 5 | 車両の更新基準 | 4 |
| 6 | 常備消防力適正配置計画との歩調 | 4 |
| 7 | 後期の車両更新計画について | 5 |

(別表) 車両更新計画

1 目的

本計画は、泉州南消防組合の消防力の整備の基本となるもので、「泉州南消防組合 第1次将来構想計画」の方針を踏まえ、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）を基準として仕様の統一化と更新基準年度を定め、計画的な更新計画を定めるものです。

2 現状と対応

消防組合では74台の車両を保有していますが、消防組合設立前に整備した車両も多く、それらの車両が更新時期を迎え、多額の費用が見込まれることから計画通りに進まず、老朽化している状況です。

そのため、適正な車両台数を常に保持するには、計画的なサイクルで更新を図る必要があります。地域の実情、消防需要に則した適正な車両台数を配置するため、計画を進めてきておりましたが、計画どおりの車両更新ができておらず、また、段階的な定年引上げ並びに令和7年度より各大規模事業（指令台更新事業等）が計画されていることから、更新費用の平準化及び経費の削減に努め、緊急消防援助隊設備整備費補助金等を活用し更新を図ります。

（※）消防力の整備指針 【平成12年1月20日消防庁告示第1号】

（趣旨）この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもので、市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を確保するものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、「泉州南消防組合 第1次将来構想計画」の計画期間と同様、令和10年度までとする。

4 基本配置台数

消防署、分署、出張所に配置する車両の基本台数を定め、地域特性により配置車両を増減する。

また、救助隊は、救助工作車、水難救助車、はしご車の救助3点セットを運用する。

（1）消防署に配置する基本車両（6台）



タンク車



ポンプ車（ST）



救急車



軽資器材搬送車



事務連絡車



軽広報車

(2) 分署・出張所に配置する基本車両 (2台)



ポンプ車 (ST)



救急車

(3) 救助隊に配置する車両



救助工作車



はしご車



水難救助車

5 車両の更新基準

車両登録年から起算し、基準年を迎える年に更新する。また、救急車にあっては、基準年または総走行距離 (15万 Km) が超えると予測される年のいずれか早く迎えた時期とする。

- 救急車 15万 Km 又は10年のいずれか早く迎えた時期
 (5年以内 (基準年の1/2) に15万 Km を超える場合、オーバーホール)
- タンク車 15年
- ポンプ車 (ST) 15年

- 化学車 15年
- はしご車 20年（10年目にオーバーホール）
※ 年次点検時に重大な不具合が発覚した場合は、その都度修理等対応する。
- その他車両 16年

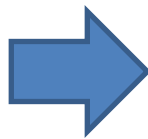
6 常備消防力適正配置計画との歩調

消防力適正配置計画による車両適正配置により、基準年による車両更新と並行して、次の計画により推進していく。

- 泡原液搬送車の更新（仕様変更）



専用シャシ（ローリー型）



多目的搬送車（令和5年度更新）

※令和5年度に多目的搬送車として更新完了。

- 熊取署・泉南署・岬署のタンク車をレスキュータンク車に改造



救助資器材を積載出来るよう荷室を改造



各署の救助資機材を使用

※ 令和5年度中に泉南消防署の救助工作車及び水難救助車を売却するとともに、対象であるタンク車3台に救助資機材の積載が完了し、随時、更新基準に基づいたし

スキュータンク車への更新事業継続中。

7 後期（令和6年度から令和10年度まで）の車両更新計画について

- ・大型救急車と大型搬送車、双方の機能を有する車両1台に集約する。



大型救急車



大型搬送車



人員搬送車

※ 前期からの更新事業で現在も事業継続中。

・大型化学車（Ⅴ型）を中型化学車（Ⅱ型）へ仕様変更し、タンク車と併用運用
泉佐野署配置の大型化学車（Ⅴ型）は老朽化により、中型化学車（Ⅱ型）に変更し
新規更新とする。

なお、泉佐野署中型化学車（Ⅱ型）の配置に伴い、消防組合が保有する化学車は、
泉佐野署中型化学車（Ⅱ型）及び阪南消防署中型化学車（Ⅱ型）の2台となることか
ら、航空機火災等への対応は化学車2台により対応する。

また、中型化学車（Ⅱ型）については、タンク車と同等の機能を有することから、
両署配置のタンク車は、非常用車両（タンク車及び化学車の車検時や故障時に使用）
とし、現在、所有する非常用タンク車を売却する。



| 署名 | 令和5年度までの各署保有消火車両種別 |
|--------|-------------------------|
| 熊取消防署 | タンク車・ポンプ車（ST） |
| 泉佐野消防署 | タンク車・大型化学車（V型）・ポンプ車（ST） |
| 泉南消防署 | タンク車・ポンプ車（ST） |
| 阪南消防署 | 中型化学車（Ⅱ型）・ポンプ車（ST） |
| 岬消防署 | タンク車・ポンプ車（ST） |

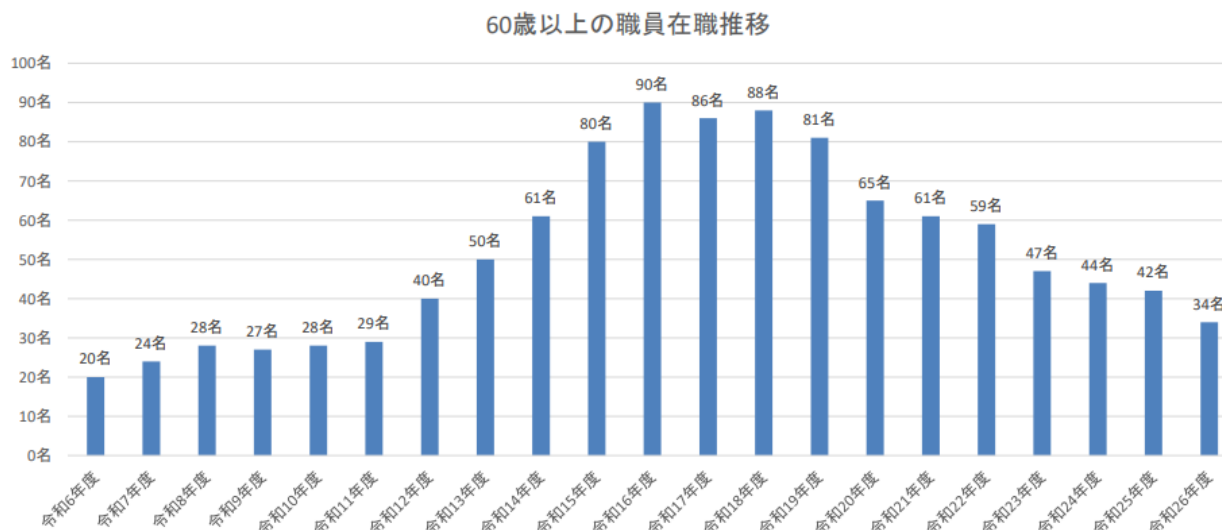


| 署名 | 令和6年度以降の各署保有消火車両種別 |
|--------|--------------------|
| 熊取消防署 | レスキュータンク車・ポンプ車（ST） |
| 泉佐野消防署 | 中型化学車（Ⅱ型）・ポンプ車（ST） |
| 泉南消防署 | レスキュータンク車・ポンプ車（ST） |
| 阪南消防署 | 中型化学車（Ⅱ型）・ポンプ車（ST） |
| 岬消防署 | レスキュータンク車・ポンプ車（ST） |

・ 職員の大量退職等に備えた令和7年度からの更新車両

令和4年度に定められた泉州南消防組合職員定数管理計画のとおり、令和6年度からの定年引上げや令和16年度から始まる職員の大量退職等に伴う、段階的な定年引上げによる60歳以上の在職職員数は、令和13年度には50名を超え、徐々に増加することとなっている。したがって、現場活動する体力等が低下した60歳を超えた職員も増加することが容易に予想され、少しでも現場活動能力の低下を防ぐために、令和7年度より、新規消防車両（救急車含む）の小型化、積載資器材の軽量化及び積載ホースカー並びにストレッチャーを電動アシスト付きとするなど、省力化に配慮した車両として更新する。

なお、既存車両の電動アシスト化については、別途検討する。



※泉州南消防組合職員定数管理計画の資料より抜粋

- 令和9年度更新予定の特別救助隊が運用する救助工作車に高度救助資器材を積載



現在、阪南消防署に配置している特別救助隊（警備課）が運用する救助工作車に緊急消防援助隊設備整備費補助金額の範囲内で、高度救助資器材を導入し、令和5年度1月に発生した能登半島地震への派遣時のように、2隊ある救助隊のうち1隊が派遣された場合でも、組合として高度救助資器材を保持できるようにする。

改定日：令和6年8月